

令和3年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率審査意見書

南魚沼市監査委員

令和3年度決算に基づく南魚沼市健全化判断比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、南魚沼市監査基準（令和2年2月12日監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月5日まで

第5 審査の方法

審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。また必要に応じ、関係職員からの内容聴取等を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認められる。

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	— (—)	12.46%
連結実質赤字比率	— (—)	17.46%
実質公債費比率	11.7% (12.9%)	25.0%
将来負担比率	31.6% (71.0%)	350.0%

※「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない（＝黒字である）ことを表している。

※（ ）内は前年度の数値である。

令和3年度決算に基づく南魚沼市資金不足比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、南魚沼市監査基準（令和2年2月12日監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月5日まで

第5 審査の方法

審査に付された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。また必要に応じ、関係職員からの内容聴取等を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認められる。

各会計においていずれも資金不足は生じていない。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—（—）	20.0%
病院事業会計	—（—）	
下水道事業会計	—（—）	

※「—」表記は資金不足額がないことを表している。

※（ ）内は前年度の数値である。